



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	兵 機 海 運 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 東 洋 治
コ ー ド 番 号	9 3 6 2 ( 東 証 第 二 部 )
問 合 せ 先	管 理 部 長 安 積 拓 也
	電 話 : 078 - 940 - 2351

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) (以下、「改正会社法」といいます。) により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を本年 6 月 23 日開催予定の第 73 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」をご覧ください。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

本年 6 月 23 日開催予定の第 73 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 変更の理由

①当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、現行定款第 35 条 (監査役の実任) の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものです。

②現行定款第 28 条 (取締役の実任) について、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役の実任を免除することができる旨を規定として新設するとともに、第 2 項の規定の一部変更するものであります。

なお、この規定の新設及び変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について取締役会への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当施策を機動的に行う必要性を重視し、剰余金の配当等を従来の株主総会決議に加え、取締役会決議により行うことを可能にするため規定の新設を行うものであります。

④上記各条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行なうものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 23 日

【別紙】定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. 会計監査人
第5条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 <条文省略>	第6条～第11条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 <条文省略>	第12条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>9名以内とする。</u> <新設>	(員 数) 第18条 当社の取締役は、 <u>11名以内とする。</u> <u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
( <u>選任および解任</u> ) 第19条 <u>取締役は、株主総会において選任および解任する。</u> <新設>	( <u>選任方法</u> ) 第19条 <u>取締役は、株主総会の決議により選任する。</u> <u>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u> ③ <現行どおり> ④ <現行どおり> <削除>
② <条文省略> ③ <条文省略> ④ <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> <新設>	③ <現行どおり> ④ <現行どおり> <削除>
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。 <新設>	(任 期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。 <u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。</u> <削除>
② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>

<新設>

<新設>

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。  
②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役および役付取締役の業務分掌)

第 22 条 <条文省略>  
②取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 <条文省略>  
②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

<新設>

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(業務の執行)

第 26 条 <条文省略>

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第 28 条 <新設>

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。  
②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役および役付取締役の業務分掌)

第 23 条 <現行どおり>  
②取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い他の監査等委員でない取締役がその職務を代行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 <現行どおり>  
②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。  
③前二項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(業務の執行)

第 28 条 <現行どおり>

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含



<p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第36条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第38条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>附則</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>(事業年度) 第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第36条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> <u>平成28年6月開催の第73回定時株主総会終結前における監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	---

以上